2010年９月議会報告　　日本共産党藤枝市議　石井通春

一般質問

今回私は生活保護と市立病院問題の２つのテーマで質問しました。

「生活保護・・・憲法２５条の生存権に基づく運営がなされているか？」

生活保護は最後のセーフティネットであり、憲法で定められている生存権の理念の下で行われている制度です。この理念は生活保護法の冒頭ぼ部分にしっかりとかかれています。（第１条から第３条）

|  |
| --- |
| *（この法律の目的）***第１条**　この法律は、日本国憲法[第25条](http://www.houko.com/00/01/S21/000.HTM#025)に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。*（無差別平等）***第２条**すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。*（最低生活）***第３条**この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。 |

その元で、保護の申請がなされた場合は、実施機関（藤枝市）は生活保護を開始すると定めています（第７条）（厚労省通知）

|  |
| --- |
| *（申請保護の原則）*　　　保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。「　（生活保護の相談があった場合には、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請意思を確認すること。また保護申請意思が確認された場合には速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続きについて助言を行う事） |

ところが、こうした原則にも関わらず窓口で“相談扱い”とか“社会福祉協議会で”などといって申請を受け付けない（水際作戦）が各地で行われ大きな社会問題となっています。藤枝市ではどうなっているか。これが今回のテーマでした。それと同時に相談者が急増している状況で現場で働く職員が過労状態になっていないか。その事が申請をうけつけない（藤枝市では昨年度申請件数が９４件に対し、窓口に来た相談件数はその４倍の約３８０件を数えます）原因の一つにもなっていないか。

議会での主な答弁内容は下記の通りです。

問　生活保護は、申請者の保護申請権を明確に定めている。本市の窓口での対応状況を問う。

答　相談者が来たときは、まず状況を把握し、他法他施策の活用と共に制度の仕組みを説明し申請の意志を確認している。

問　窓口に来る事が申請の意志があることに他ならない。にもかかわらず申請受付件数の４倍もの窓口相談件数がある。この開きは何故生じるのか？

答　制度を説明し、その過程で明らかに申請してもダメだとわかってもらう場合もあるので差が生じる。

問　困窮者にとって生活保護は究極の選択だ。保護申請を受けた上での審査の過程で可否を判断するべきではないか。まず申請書を渡すべきではないのか。

答　現状で問題ないと考える。

問　保護受給後対策として救護施設を作ればケースワーカーの見回り負担も減り一石二鳥ではないのか。

答　課題として研究する。

問　相談者の増加で現場の職員が過重労働になってないか。

答　１日約２時間程度の時間外労働をしている。

問　今後も相談者が増え専門職を育てる観点からすぐにでも増員を図るべきではないか。

答　生活保護等福祉分野は過重な状況と認識している。今後も現場の声を聞くなかで対応する。

職員が過重な状況であるという認識はありましたが、生活保護分野で、まず①相談者の状況を聞く②生活保護制度の仕組みを説明した上で申請の意志を確認して③申請を受け付ける　という手順で問題はないという認識でした。

しかし窓口に来るほとんどの人はこんな原則を知りません。その上、究極の選択をして藁をもすがる気持ちで最後の選択でやってきます。そんな人に対して窓口の職員が「あなたに生活保護を出すのは無理です」と言われたら実際は生活保護の審査をされていないのにあきらめるしかありません。問題は①から②への過程で具体的にどのような対応がなされているのか、なぜ４倍もの開きがあるのか。今後も共産党議員として活動していく以上、生活保護は常に重要な事と考えますので、実態をもっと詳しく知っていく上で改善を求めていくつもりです。

『市立病院“全部適用”の市長発言について』

地方公営企業法での一部適用と全部適用・・・

**全部適用の場合には、病院事業管理者が設置され予算権、人事権、契約の決定権などの重要な意思決定の権限を有することとなる。**

**全部適用の移行の方針はすでに昨年の２月議会で決められているが、今回はなぜ２年という具体的な年度制限を設けたのか、その根拠をききました。**

**議会での主な答弁内容は下記の通りです。**

問　市長は６月記者会見で市立病院の権限を地方公営企業法に基づき市長から病院管理者に移譲する全部適用を２年後に行うと表明した。この根拠は？

答　経営の健全化が目的であり私の責任で黒字化の見通しを立ててから移譲する。その目標である。

問　経営が徐々に改善しているなかでなぜ敢えて２年という数値を設けたのか。黒字化の一定の方向が見いだせてからでも良いのではないのか。

答　２４年４月に必ず移行するということではなくそれ以前に経営を良くすることが目的である。

問　適用後、管理者が独り歩きして民営化に進まない方策をどう考えるか。

答　公立公営として不採算部門の切り捨をするべきはない。今までと同様やっていく。

＊1ページでまとめてください。

全部適用の問題点は、病院の主要な権限が市長から新たに設置する病院管理者に移譲となり、その管理者の思惑によっては（経営を純化する事を優先するのに熱心となり）不採算医療の切り捨てにつながりかねないということです。

答弁の中でなにがなんでも２年後に全部適用をするわけではないとあるのは評価できます。まず経営を良くすることが大事なのはわかりますが、２年先にとても黒字化するとは思えません。（昨年度の赤字額は約１１億円、累積赤字は約１２０億円）しかし、現在の一部適用のもとでも、年間の赤字額は徐々にですが改善傾向にあり、本議会で他の議員の質問中、産婦人科の再開に向けて準備をするように命じたとの市長答弁もありました。医師確保も明るい兆しが見えている中で、なぜあえて２年という期限を設けたのか、最後まで納得できる答弁はありませんでした。